



いわなし 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



寒い日が多い4月でしたが、草花は芽を出し
春のおとずれを告げています。

2013. 5
No.120

第1回定例会報告 P 2

6会派の議員による代表質問 P 4

定例会報

平成二十五年度各会計予算等を審議する
第一回定例会は、三月四日招集され、町長
より提案された議案の説明を受けた後、議
案審査のため、休会に入りました。
三月十一日に再開し、六名の議員により
町政各般にわたり代表質問が行われ、引き
続いて議案の審議を行い、全議案を原案ど
おり可決し、三月十五日閉会しました。

審議した案件

- 平成二十五年度深層水事業特別会計予算
九万円及び居宅介護サービス費約三億百万
円が決まりました。
- 平成二十五年度深層水計装システム機器保守管理業
務委託料約百二十三万円が決まりました。
- 平成二十五年度後期高齢者医療特別会計
予算
後期高齢者医療システムソフトウェア保
守管理業務委託料六十三万円が決まりま
した。
- 平成二十五年度水道事業会計予算
円山送水ポンプ場法止等改修工事費約
六百万円が決まりました。
- 平成二十五年度下水道事業会計予算
污水管渠等維持補修工事費百万円が決ま
りました。
- 平成二十四年度一般会計補正予算
都市公園施設改修工事費約三千二百八十五
万円及び薄田通道路改修工事費二千八百
六十万円が決まりました。
- 平成二十四年度国民健康保険特別会計補
正予算
一般被保険者療養給付費約一千七百三十
七万円が決まりました。
- 平成二十四年度臨海部土地造成事業特別
会計補正予算
一般会計繰入金等二千万円が決まりまし
た。
- 平成二十五年度臨海部土地造成事業特別
会計予算
新港地区工業団地分筆図作成業務委託料
二十万円が決まりました。
- 平成二十五年度公共用地先行取得事業特
別会計予算
土地開発基金繰出金十万円が決まりま
した。
- 平成二十五年度介護保険特別会計予算
施設介護サービス費約六億四千七百四十
万円が決まりました。

『条例設定・改正』

- 岩内町暴力団排除条例設定
○地域社会における共生の実現に向けて新
たな障害保健福祉施策を講ずるための関
係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例設定
- 岩内町新型インフルエンザ等対策本部条
例設定
- 非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例設定
- 岩内町費職員の旅費支給条例の一部を改
正する条例設定
- 岩内町立学校設置条例の一部を改正する
条例設定
- 岩内町営草地の設置及び管理に関する條
例の一部を改正する条例設定
- 岩内町指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準並びに
指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密
着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例設定
- 岩内町道路の構造の技術的基準等を定め
る条例設定
- 岩内町高齢者、障害者等の移動等の円滑
化の促進に係る道路の構造に関する基準
を定める条例設定
- 岩内町布設工事監督者が監督業務を行う
水道の布設工事並びに布設工事監督者及
び水道技術管理者の資格を定める条例設
定
- 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する
条例の一部を改正する条例設定

本年度一般会計 特別・企業会計 予算総額約124億円決まる!!

『条例設定・改正』

- 岩内町都市公園条例の一部を改正する条例設定
- 岩内町営住宅条例の一部を改正する条例設定
- 岩内町港湾管理条例の一部を改正する条例設定
- 岩内町公共下水道条例の一部を改正する条例設定
- 各条例の設定及び一部改正をしました。

『その他』

- 岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
- 岩内町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更をしました。
- 公の施設の指定管理者の指定
- 岩内町デイサービスセンターの指定管理者を岩内美術振興協会に指定しました。

審議した意見書

- 平成二十五年度地方財政対策に関する意見書
- 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書
- 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書
- ブランドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書
- 環太平洋連携協定（ TPP）参加に反対する意見書
- 七十歳から七十四歳高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書
- 公務員賃金削減に反対する意見書
- 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。



一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

代 表 質 問 (要約)

3月11日、12日、6名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

谷 口 雅 史 議 員 (公 明 党)

平成二十五年度町政執行 の基本方針について

■質問■

一、地域の元気臨時交付金について

平成二十五年度町政執行の基本方針では、「地域の元気臨時交付金を活用するなど、確実に財源を確保しながら優先度の高い事業を実施することとしており、これにより本町経済の活性化を図つて参りたい」と述べられています。

そこで伺います。

一、地域の元気臨時交付金についてのご所見は。

二、本町の「地域の元気臨時交付金」を活用した本年度の事業内容は。

■町長■

一、地域の元気臨時交付金は、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速

かつ円滑な実施を図るために、今回限りの特例措置として、国の平成二十四

年度補正予算に創出された交付金で、その使途は、建設地方債対象の地方単独事業および国庫補助事業と限定されています。

交付金の試算は、五千八百万円から六千五百万円程度と見込んでいます。

こうした国の一括的

対策により、課題となっていた事業や翌年度以降に計画していた事業の実施が可能となり、町財政や地域経済に一定の効果があるものと考えています。

■質問■

二、交付金の充当事業は、岩内町墓園舗装新設工事、町道舗装新設工事、東宮園団地受水槽改修工事、東宮園団地手摺設置

また、交付金は、実施計画に登載した事業の中で充当額の変更が可能なことから、充当不足を考慮し、実施計画に役場庁舎等建設工事も掲載する準備をしています。

これまで、収納率の向上を図るため、滞納者に対しての戸別訪問はもとより、サービス制限条例の活用や、町外居住者に対する出張徴収を実施し、面談による納税相談を行っています。また、滞納処分の一環として、還付金の差押え、さらには、預金の差押えなどを行っていますが、滞納者の担税力を見極めるため、関係機関に対しての

■質問■

二、収納率の向上について

収納率の向上への取り組み方策等が表現されていませんが、今年度は町としてどのようなテーマやスローガン・目標など、税収アップの取り組みをするのか伺います。

財産調査および金融機関に対する預貯金等の調査を実施しています。

平成二十五年度においても、町の大切な自主財源の確保を図るとともに、納期内に納付している納税者の信頼を得るために、様々な手法を取り入れた中で、滞納額の解消に努めて参ります。

■町長■

これまで、収納率の向上を図るため、滞納者に対しての戸別訪問はもとより、サービス制限条例の活用や、町外居住者に対する出張徴収を実施し、面談による納税相談を行っています。また、滞納処分の一環として、還付金の差押え、さらには、預金の差押えなどを行っていますが、滞納者の担税力を見極めるため、関係機関に対しての



■質問■

三、新庁舎等の建設について

新庁舎等の建設は、岩内町の経済の活性化にも繋がる一大事業であり、建設にかかる施工・作業従事・資材や物品購入等については、地元企業を優先し、町内に還元ができるようすべくと思

います。しかし、町内に還元ができるようすべくと思

■町長■

役場庁舎は、多くの町

民が利用する施設であることから、これら一連の工事発注や、物品購入等についても、広く、地元企業に参加機会があたえられるよう努めます。

三、来年度以降のプレミアム商品券発行事業の予定はあるのか。

私は、岩内町の財政状況を考慮して、岩内町の活性化対策事業として、地元商店等の活性化対策事業があるのか。

■町長■

プレミアム商品券の発行事業は、岩内商工会議所が実施事業者となり、

既存企業・各種団体・商

工會議所の関係団体との

連携、企業説明会・セミ

ナーへの参加。また「電

源地域および町独自の助

成制度や地域資源の活用

など様々な優位性をア

ピールしていく」と

あります。

そこで伺います。

一、町長として企業誘致のための企業訪問を今

まで何社訪問したか。

二、町長の本年の企業

訪問予定目標は何社か。

■町長■

商品券発行事業に替わる活性化対策事業では、

ギンザ通り手作り市、う

きよ公園まつり、二葉通

り夏祭り、商店街合同売

出しなどのが予定されており商工会議所がこれら

の事業に補助金を交付す

る予定となっています。

また、商店街関係者で

組織された実行委員会が

主催する軽トラック市の

開催も予定されており、

町としてもこれらの事業

へ支援とともに、岩内商工会議所補助金も増額し、商店街の活性化に努めます。

■質問■

五、企業誘致の推進について

「企業訪問」、あるいは

既存企業・各種団体・商

工會議所の関係団体との

連携、企業説明会・セミ

ナーへの参加。また「電

源地域および町独自の助

成制度や地域資源の活用

など様々な優位性をア

ピールしていく」と

あります。

そこで伺います。

一、町長として企業誘

致のための企業訪問を今

まで何社訪問したか。

二、町長の本年の企業

訪問予定目標は何社か。

■町長■

商品券発行事業に替わる活性化対策事業では、

ギンザ通り手作り市、う

きよ公園まつり、二葉通

り夏祭り、商店街合同売

出しなどのが予定されており商工会議所がこれら

の事業に補助金を交付す

る予定となっています。

また、商店街関係者で

組織された実行委員会が

主催する軽トラック市の

開催も予定されており、

町としてもこれらの事業

へ支援とともに、岩内商工会議所補助金も増額し、商店街の活性化に努めます。

■質問■

六、観光振興対策について

立地済みの企業へのフオ

ローラップなどで、平成

二十四年度は、道外五社、

道内は八社、また、様々

てない、トイレが隣接

していい、冬期間は歩

道の雪で建物が見えない

など、岩内町をイメージ

ダウンさせてしまうこと

になるのではないか。ま

た近隣町村の道道・国道

に観光客を引き付けるよ

うな岩内町をアピールす

る観光広告の看板などが

見受けられません。

そこで伺います。

一、道の駅たら丸館の

和道路などのアクセス整

備も考えられます。

建て替え更新の予定はあ

るのかどうか。

一、さわやかトイレスの老朽化が自立します改修工事の予定はあるか。

三、岩内町をアピールする観光看板等を設置する考え方はあるか。

■町長■

一、道の駅ガイドセンターたら丸館は、駐車場やトイレも含め、エリア全体で道の駅として指定を受けています。

分散型となつていていたため、以前から駐車場やトイレなどに関する苦情も寄せられています。

こうした要望への対応として、駐車場やトイレへの誘導看板の設置、スタッフによる積極的な誘導案内などを実行してきました。

また、アンテナショップによる特産品の展示・販売、スタッフによるきめ細やかな情報提供、パソコンでの情報検索機能など、ソフト面での充実を図っていますが、抜本的な解決には至っておりません。

しかしながら、道の駅は観光振興の拠点施設としての機能を有しており、建て替えを含めた再構築は、大きな課題と認識していますので、手法、



規模、機能、財源見通し、

さらには商店などの周辺施設への影響など、様々

な角度から、関係団体と

も連携し、検討して参りたいと考えております。

二、さわやかトイレの改修工事については、現段階では具体的な予定はありませんが、今後も、適正な維持管理に努めて参ります。

三、近隣町村の国道などへの観光看板の設置について、情報発信の方法として、交通量の多い場所へ設置した場合には有効な手段になり得る可能性はありますが、建設費用や建設用地確保の問題などがあることから、今後の検討課題とさせていただきます。

七、住宅対策については、多くの町村で実施されており、申請件数の多さに抽選にした自治体。

さらに追加補正した自治体もでてきてています。他町村で成功された事例があるにもかかわらず本町ではなぜ事業が実施されないのか残念でなりません。

わが町の多くの業種の方々の経済が潤い、町長の言われる「私たちが住んで良かつたと思える町に」なるのではないでしょうか。

そこで伺います。

一、地域の事情に応じた施策方針を検討すると答弁でしたがどのように検討がされたのか。

二、昨年、町内の住宅に関するアンケート調査の中で、住宅の耐震化の支援は三百十五件中四十三件、高齢者向けリフォームに対する支援は三百十五件中六十三件、一般的なリフォームに対する支援は三百十五件中

■質問■

八十件という結果ですが、この結果を見ても多くの方がリフォームの支援を希望していると思いりますが、町長のお考えを伺います。

八、基本計画のアンケート調査では、各リフォーム支援の要望が出されていますが、一方では、高齢者が安心して生活できる仕組みづくりや除排雪や融雪施設の支援などの要望が上回っています。

■町長■

一、持ち家リフォーム等の助成施策は、平成二十三年度に策定した町住生活基本計画の中で、短期的視点で検討する住宅施策として位置付けています。

計画では、高齢化社会の対応や定住対策などが重点的な喫緊の課題としており、町営住宅の各種施策や持ち家リフォーム等助成支援、町営住宅跡地の分譲、空き地・空き屋の流通促進などを重ねており、町営住宅の各種施策として位置付けています。

の推進のために、効果的な方策の検討を進めて参ります。

町としては、町営住宅など実施施策について、各種事業全体を総合的に判断しながら、限られた財源で効率的な住宅施策

の推進のために、効果的な方策の検討を進めて参ります。

町財政への負担も大きい公営住宅は、今年度の公営住宅等長寿命化計画で住替の推進や計画的な修繕・改善等の検討を進めています。

二、基本計画のアンケート調査では、各リフォーム支援の要望が出されていますが、一方では、高齢者が安心して生活できる仕組みづくりや除排雪や融雪施設の支援などの要望が上回っています。

九、基本計画のアンケート調査では、各リフォーム支援の要望が出されていますが、一方では、高齢者が安心して生活できる仕組みづくりや除排雪や融雪施設の支援などの要望が上回っています。

十、基本計画のアンケート調査では、各リフォーム支援の要望が出されていますが、一方では、高齢者が安心して生活できる仕組みづくりや除排雪や融雪施設の支援などの要望が上回っています。

志賀

昇議員（清和クラブ）

大係制について

■質問■

岩内町の行政組織については、今後直面する財政事情から、職員の補充等が困難になること、更には、多様化・高度化する行政需要の対応から、これまで進めてきた、部設置条例に変わり、大係制を、平成十七年八月に導入を図り、行政事務が進められています。

本町の大係制の取り組みは、「主に何々を担当してあります」と言つて、人事異動時の自己紹介は、「主に何々を担当してあります」と言つてあります。

この様な状況は、担当の明確性・責任制が希薄に感じられます。

本町の大係制の取り組みは、「主に何々を担当してあります」と言つてあります。

二、導入による具体的な効果。

三、導入による具体的な課題・問題点について。

四、大係制の継続と充実させようとした場合の方策について。

五、報告書の結果を踏まえ今后どのように取り組むのか。

やりがいと、意欲のモチベーションが上がるよう見受けられ、住民の方々からも、この様な声が聞かれています。

大係制の効果と評価については、平成二十二年一月に報告書が作成されていますので、次の点について伺います。

一、導入による大係制の全般的な効果。

二、「相互に応援・協力する姿勢ができた」が十五%、「課内の一体感ができた」が六%を占め、従来の係制に較べ、互いに協力する姿勢を意識するようになつたことのあらわれと考えられる。一方、「以前と変わらない」が四十四%を占め、係制と同様の組織運営がそのまま引き継がれているためと考えられる。なお、明確で、自主性・独立性が確保でき、その職に対する、やる気と担当する

■町長■

一、報告書では、全般的な効果について、『上がっていない』及び『全く上がっていない』と、

「どちらとも言えない」が同程度の割合を占め、大係制になつても係制のまでの業務処理が行われているためと考えられる。』としています。

三、『専門性等を有する職場のため、職員の業務担当替えがしづらい』が、十五%と最も高いが、十五%と最も高いく、次に「業務上の責任があいまいになつた」が十三%、さらに「職員個々の業務量に不均衡が生じている」が十一%を占めている。』としています。

五、報告書では、『旧係制に戻すことについても含め、活発な議論を行つたところであります。が、今後における町の状況を見据えた場合に、現大係制に修正を加え、機能するよう改善を図つて至つた』としています。

■質問■

四、『職員の意識改革を行う』が十四%、「一般職の資質の向上を行う」が十%、「管理職の資質の向上を行う」が九%と意識改革に関するものが全体の三十四%を占め、また、「課全体の調整機能を強化する」が十二%、「職員の大係制の理解を図る」が十%、「課の規模を見直す」が

九%とそれぞれ十%程度を占めている。』としています。

おいては、大係制を継続して参りたいと考えていますが、職員の資質向上と意識改革、職員の仕事に対する意欲を高めることが重要であるとの考えます。



深層水の利活用について

九%とそれぞれ十%程度を占めている。』としています。

おいては、大係制を継続して参りたいと考えていますが、職員の資質向上と意識改革、職員の仕事に対する意欲を高めることが重要であるとの考え方です。が、今後とも、その時に立ち、今後とも、その時々に応じて柔軟に対応できる組織づくりを進め参ります。

したがって、現時点においては、大係制を継続して参りたいと考えていますが、職員の資質向上と意識改革、職員の仕事に対する意欲を高めることが重要であるとの考え方です。が、今後とも、その時に立ち、今後とも、その時々に応じて柔軟に対応できる組織づくりを進め参ります。

日本海岩内海洋深層水は、平成十四・十五年の二ヵ年をかけ、事業費約三百億円から、取水され

利活用には、多方面に渡る環境・医薬・医療・科学・食品・農業・資源エネルギー・水産業と幅広く、各分野で利用が可能であり、その有効性が期待されています。その特徴としては、「低温安定性」「富栄養性」「清浄性」の大きな特性があり、今後の

そこで、取水量に対する収益増大を図ること

が、大きな課題であり、

日産三千トンの更なる利活用が望まれています。

一方、他の事例を見ま

すと、伊豆半島で深層水

事業の展開を図つてい

る、株式会社DHCでは、

飲料水、化粧品の販売、

さらには、温泉事業等の

各種事業を展開し、大き

な成果を上げている事例

もあります。

この様な状況のもと、

それぞれの深層水の条件

は、異なるにしても、岩

内海洋深層水の特長を生

かし、ある資源を最大限

生かし、取り組むべきと考

えますので、次の点につい

て伺います。

一、日量二千トンの取

水量を活かすためには、

水産関連の蓄養・養殖に

取り組むことが、最も有

効であり、高価格・高級

性・消費を考察します

と、当町の旅館・ホテル

等での消費も見認めるこ

とから、「アワビ」の蓄養・

養殖に取り組むべきと考

えますので、ご所見を伺

います。

二、大和埠頭に設置さ

れている、水中荷捌施設

の、効果・効率性を検証し、今後においては「アワビ」等の蓄養・養殖に取り組むべきと考えます。が、ご所見を伺います。

■町 長■

一、蓄養に深層水を使用した場合には、水産物に対して品質保持などの効果が期待できるもの、水産物を成長させる養殖に使用した場合は、水温が低すぎるため、加温が必要となり、事業経費の増加が課題となります。深層水の基本的な特性を踏まえ、町では、昨年度深層水を使った陸上蓄養施設の整備による漁業振興について、漁業関係者とともに、採算性を含めた各種の検討を行

い、蓄養対象魚種として、アワビも検討しましたが、採算性の向上には効果があるものの、年間で二十トン以上の漁獲量が必要となるなど、その具体化は、現状では困難との判断になつたものであります。

二、水中養魚施設でのアワビの蓄養・養殖につきましては、現在、水中養魚施設の使用を想定した、ウニの低温蓄養システム開発事業が、北海道立総合研究機構中央水産試験場が事業主体となり、平成二十六年度まで試験が行われますので、

町としてはこの結果をもとに、水中養魚施設の再活用の方向付けを行いたいと考えております。アワビの蓄養についても、その中で、検討したいと考えています。アワビは高価格で取引される水産資源であり、その資源量の増加は、漁業経営の改善に大きな影響を及ぼすものと考えられますので、養殖事業の可能性について

こうした活性化に向けた商店街が自らの取り組みに対し、町は積極的に支援し、今後の商店街のあり方と活性化の進め方を商業者と共に町も考えていくべきと考えます。

そこで、次の三点について伺います。

一、平成二十四年度一

年間でどのような取り組みと支援をしてきたのか。また、その効果につ

いて伺います。

商店街の活性化について

商店街における空洞化は、今や社会問題となつてあり、地域社会、岩内町の問題として、捕らえていかなければならないと思います。

商店街づくりの観点から見て、将来に向けて今後どういった取り組みを考えているのか、伺います。

■質 問■

商店街における空洞化は、今や社会問題となつてあり、地域社会、岩内町の問題として、捕らえていかなければならないと思います。

一、「町づくりの観点から見て、将来に向けて今後どういった取り組みを考えているのか、伺います。

商店街づくりが、街なかに大きな賑わいをもたらし、これらの事業にも町が支援をしております。

今後の商店街づくりに進展しており、商店街においても、また、町づくりにおいても、社会状況を充分に踏まえた対応が重要であると認識しており、高齢者のニーズをカカラズ、国道の商店街は、年々空き店舗が増加しています。この様な大変厳しい状況に、各商店街は危機感を持つており、売り出しやイベント事業や新たな事業の取り組みも生まれています。

三、「これから、商店街づくりの観点から見て、今後高齢化が進む中で、高齢者の方が生きがいのある生活ができる配慮した、商店街づくりが必要不可欠と考えますが、町長の見解を伺います。

■町 長■

街づくりの観点から見て、今後高齢化が進む中で、高齢者の方が生きがいのある生活ができる配慮した、商店街づくりが必要不可欠と考えますが、町長の見解を伺います。

商店の後継者不足の問題などを抱えた厳しい状況の中、新たな投資などの余力も充分でない実情もあるのではないかと推察しています。

ギンザ通り手作り市、うきよ公園まつり、二葉通り夏祭り、さらには、商店街合同売出しなど合計九件の事業が行われ、来場者に好評を博しております。

そこで、次の三点について伺います。

一、平成二十四年度一

年間でどのような取り組みと支援をしてきたのか。また、その効果につ

いて伺います。

岩内商工会議所は、これら

の事業に補助金を交付しており、町としては、その財源に対し支援を行つてきました。

町としても、今後の商店街づくり、町づくりがどうあるべきなのか、商工会議所や商店街などの関係団体と充分協議・検討を重ね、賑わいのある商店街づくりに努めて参りたいと考えています。

本 堂 秀 利 議員（日本共産党議員団）

自然再生エネルギーについて

■質問■

一、二十五年度予算で長崎県への視察を盛り込んでいますが、今回の長崎県への視察はどのよう目的内容なのかについて伺います。

二、岩内町の視察にかかるプロジェクトの一連の流れは、どこに位置づけられるのか伺います。

三、道内では農業用水を利用した小さな落差でも可能な小水力発電の導入が六土地改良区で計画されています。

このような方式であれば、岩内町でも上水道取水口から浄水場までの導水管を利用した小水力発電は可能性があると考えますが、いかがか。

い北海道日本海側に位置する洋上風力発電は、当地域が賦存量の多

四、自然再生エネルギーによる地域内循環型経済によつて、地域の活性化を目指す立場で岩内町にある有効な資源量を改めて見直し、活用していくことが不可欠であると考えます、ご所見を伺います。

■町長■

一、二、今回の視察は、現在、環境省の実証事業として進められている、国内初となる浮体式洋上風力発電施設の現場視察を実施するものです。

風力発電導入の考え方には、これまでの調査研究を踏まえると、風力発電は当地域において持続可能なエネルギーの一つであり、特に陸上よりも安定かつ効率的な発電が見込まれる洋上風力発電は、当地域が賦存量の多

し、かつ発電施設の立地条件を考慮した場合、最も可能性のある自然エネルギーとの認識で、さらなる調査研究が必要と考えています。

また、調査研究の位置づけとしては、発電施設の導入は、町の財源確保として売電を目的とすることも有効な手段の一つである一方で、技術的検討が不足していることを踏まえた中では、産学官連携による共同研究なども有効であると認識して

再生可能エネルギーの普及に対する取り組みが加速し、小水力発電の可能性も注目される中、水資源の豊富な当地域においては、現在、後志総合振興局が主催する「後志地域再生可能エネルギー推進ワーキンググループ」において、「後志地域再生可能エネルギー」の小水力発電導入に向けた検討を行つていて

再生可能エネルギーの普及に対する取り組みが加速し、小水力発電の可

能性も注目される中、水資源の豊富な当地域においては、現在、後志総合振興局が主催する「後志地域再生可能エネルギー推進ワーキンググループ」において、「後志地域再生可能エネルギー」の小水力発電導入に向けた検討を行つていて

再生可能エネルギーの普及に対する取り組みが加速し、小水力発電の可

能性も注目される中、水資源の豊富な当地域においては、現在、後志総合振興局が主催する「後志地域再生可能エネルギー推進ワーキンググループ」において、「後志地域再生可能エネルギー」の小水力発電導入に向けた検討を行つていて



国民健康保険について

るなど、厳正な対応に努めています。

■質問■

一、岩内町における国保世帯数と国保税滞納世帯数について、伺います。

二、滞納世帯については徴収業務を行っていると思いますが、どのような方法で行っているか。

三、徴収に応じない場合差押さえなどを実施しているか。

四、国民健康保険の一
部負担金減免要綱の周知方法について伺います。

五、国民健康保険の一部負担金減免要綱に基づいて申請件数と受理件数はどうなっていますか。

六、岩内町健康保険規則第十七条では、具体的な減免の事由をあげています。第一号では、灾害干ばつ、災害により著しく収入が減少したとき、

納付勧奨、被保険者証更新時の納付誓約など、早期滞納整理に向けて納付相談等を実施して、悪質な場合は、預貯金調査、給与照会のほか、差押さえなどの滞納処分を実施す

き、第四号前各号による事由に類する事由があつたときとなっていますが、この第四号に規定する事由の中に、病気による場合、低所得によるもの、その他特別な事情といつた事由が含まれるのか伺います。

■町長■

一、平成二十四年六月一日現在で、二千五百二十九世帯が加入し、うち滞納世帯は三百三十一世帯となっています。

二、電話、訪問による

納付勧奨、被保険者証更

新時の納付誓約など、早期滞納整理に向けて納付

相談等を実施して、悪質

な場合は、預貯金調査、

給与照会のほか、差押さえ

などの滞納処分を実施す

は、町税全体で所得税還付金など百三十四件、二百六十九万九千円の差押を実施しました。

三、平成二十三年度は、町税全体で所得税還付金など百三十四件、二百六十九万九千円の差押を実施しました。

四、国民健康保険の一
部負担金減免要綱の周知方法について伺います。

五、国民健康保険の一部負担金減免要綱に基づいて申請件数と受理件数はどうなっていますか。

六、岩内町健康保険規則第十七条では、具体的な減免の事由をあげています。第一号では、灾害干ばつ、災害により著しく収入が減少したとき、

納付勧奨、被保険者証更新時の納付誓約など、早期滞納整理に向けて納付相談等を実施して、悪質な場合は、預貯金調査、給与照会のほか、差押さえなどの滞納処分を実施す

てはどのようにするのか。

フッ化物洗口について

てはどのようにするのか。

■質問■

一、母子保健対策事業の中に幼児期の虫歯予防のため保育所児童に対するフッ化物洗口の取組に予算を計上しているが、なぜこの時期に計上されたのか。

二、フッ化物洗口の要望が保育現場の保育士、保護者などから実施要望があつたのか。

三、今年度からフッ化物洗口を取組むに当たつての根拠は。

四、岩内町における保育所児、小・中学校生徒の虫歯予防の対策はどのように行ってきたのか。

五、ご相談を受け、生活保護が決定となつた例はありますか、減免申請に至つた例はありません。

六、実態に即して、減免事由を追加しました。これは、長期入院、盗難、世帯員に同様の事由が生じたときなど、一時

十、フッ化物洗口を実施する場合、保育所では、だれが、どのように取り扱うのか。

十一、指定医薬品を保育所では、だれが保管をす

るのか。

十二、劇薬の保管は、

劇物の保管と同様の扱いを受けるが、保管につい

としますが、過去何年の経過を比較して増加傾向にあるのか。

十三、指定医薬品を園児にはどのように渡し、その取扱いや管理はどうがするのか。

十四、保育所で行うフッ化物洗口対象園児は、何歳か。

十五、フッ化物洗口時間は、どの程度を予定しているのか。

十六、誤飲した場合の対応はどうのよに考えて

いるのか。

十七、園児全員に行う

のか。

十八、父母への説明はどうするのか。

十九、一日当たりの総

フッ素摂取量によつては、斑状歯のリスクに寄与する可能性ありとして

六歳未満の洗口を推奨しない理由としています

が、こうしたリスクに対して町は保育園児の父母

が示され記録されている

10

への広報などどのように考
えているのか。

二十二、三保育所で一斉
に行うのか。

二十一、保育士との話
し合いはできているの
か。

二十二、保護者との説
明会などは行つてきたの
か。

二十三、道の政策では
小中学校を対象にアン
ケートを取り実施も一緒
に行つますが、なぜ
岩内町は保育所だけなの
か。

二十四、フッ化物洗口
を進める道の指導は、保
育所だけで小中学校は取
り組まなくともよいとい
うことか。

二十五、世界保健機関
に「六歳未満を対象とし
たフッ化物洗口は禁忌」
と指摘されているものを
わざわざ小中学校を外し
て指摘されている六歳未
満児に実施する根拠は何
か。

七、フッ素塗布は、乳
幼児歯科健診に合わせ、

八、九、佐賀県や新潟
県、秋田県などが学校や
保育所等での実施率が高
く、特に新潟県は平成
二十三年度調査で、十二
歳児の虫歯数が最少でし
た。

一、二、三、日本口腔衛
生学会等によるフッ化物
使用の推奨などを踏ま
え、自治体アンケートや
保育所との協議を実施
し、平成二十五年度予算
案に計上しました。

四、五、六、保育所は年
二回の歯科検診と昼食後
の歯磨き、小中学校は年
一回の歯科検診と歯の健
康教室等を実施していま
す。虫歯は、三歳児健診
では約二割に、保育所調
査では平成二十二年度
で四十三・六%、平成
二十三年度で四十・四%
の児童にあり、文部科学
省によれば「小・中・高」
と進むほど増加します。

十、十一、十二、十三、
十四、十五、十六、市販の
医薬品は劇薬ですが、実
施の際は、薬剤師が劇薬
指定除外濃度に希釈後、
各保育所に配達する予定
であり、保育所では、健
康上問題のない、安全な
希釈溶液の状態で使用し
ます。希釈溶液の保管は
専用冷蔵庫を用い、管理
は所長や担当保育士が行
い、四、五歳児を対象に
三十秒間のうがいを実施
します。

十七、十八、十九、二十
一、二十二、事業の有効
性や安全な実施方法の理
が期待できる」との見解

二十六、食育やブラッ
シング指導など、保育所
にふさわしい方法で虫歯
予防をすべきであり、
危険を伴うフッ化物洗口
は取り組むべきでないと
思うがいががが。

フッ化物洗口は、四歳以
上に集団の場での「うが
い」により実施するもの
で、共に、幼少期の虫歯
予防と口腔衛生の向上に
有効と考えています。

充分な説明と対応が必要
と考えています。
誤飲やリスク等に関する
と考
えています。

教育行政執行方針 について

を踏まえ、取り組みを進
めます。

教育行政執行方針

質問

一、現在、岩内町立小

中学校ではいじめは発生
しているのか、またいじ
めはあると考
えているの
か。対応はどのように取
り組んでいるのか。

この事件と合わせて各

中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

この事件と合わせて各

不登校対策連絡会の昨年
の取り組みは。
小中各学校に不登校の
児童は何名いるのか。
その対策はどのように
行ってきたのか。

この事件と合わせて各

小中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

この事件と合わせて各

小中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

この事件と合わせて各

小中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

この事件と合わせて各

聞き取り調査はじままで
進んでいます。

五、調査後は監督責任
のある教育委員会として
どのような対応を考えて
いるのか。

この事件と合わせて各

小中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

五、調査後は監督責任
のある教育委員会として
どのような対応を考えて
いるのか。

この事件と合わせて各

小中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

この事件と合わせて各

小中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

この事件と合わせて各

小中学校ごとに暴力の実
施を図ります。なお、道
の立場は専門的、技術的
な助言や支援を行うとい
うものです。

この事件と合わせて各

中学校ではいじめは発生
しているのか。またいじ
めはあると考
えているの
か。対応はどのように取
り組んでいるのか。

この事件と合わせて各

八、後志管内や岩内町における教員の病気休職者数の推移は、どのようになつてゐるか。

九、国が設定している「過労死ライン」は「月八十時間」ですが各小学校では守られているか。

八十時間を超える教員はどのくらいいるか。

十、十人以上五十人未満の職場で「衛生推進者」が週一回学校を巡回し教職員の勤務実態を点検し問題があれば所用の措置を講じるとあります。ですが、こうした体制が取られてているか。

十一、授業準備ができる勤務態勢や教員の仕事を保証しているか。

教員はこうした基準で適正配置されているか。

十二、いじめ、不登校、教員による体罰など教育問題を取り巻く問題の解決に教職員の多忙化を取り除くこと、教職員に十分な授業準備と子どもと

触れあいう時間を保障するためにも、教職員の増員と不要不急の仕事の削減が必要と思うが、いかがか。

■教育長■

一、いじめの状況は、平成二十四年十一月末で

小学校四件、中学校十件の認知を学校から報告を受け、五件が未解決で引き続き指導し対応していることから、岩内町においてもいじめがあるものと認識しています。

いじめへの対策については、いじめアンケートの実施や個別面談を行い早期発見、早期把握に努めています。

また、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識の徹底や、児童会や生徒会による主体的な参画によるいじめ問題への取組を促進するとともに、命を大切にする指導に取り組んでいます。

十二、いじめ、不登校、指導致するためにも、児童生徒・保護者を対象とする「体罰にかかる実態把握調査」が実施されており、調査票の回収と内容の確認調査を実

校十六名の計二十二名の報告を学校より受けてお

り、教育委員会としても

喫緊の課題と捉え、学校とも協議する中で岩内町立小中学校不登校対策連絡会を設置し、町の福祉

担当や児童相談所など関

係機関と連携し、検討と対策を講じています。

今後は、新たに配置するスクールカウンセラーを加え、一層の検討を重ねてまいります。

三、スクールカウンセラーは、年十二日間程度来町し児童生徒および保護者、担任教諭との面談を受けて、フォローアップを電話や電子メールなどで連絡・調整をしていく計画であります。

四、五、六、体罰にかかる調査については、学校独自の調査もありますが、北海道教育委員会における全ての学校の教職員・児童生徒・保護者を対象とする「体罰にかかる実態把握調査」が実施されており、調査票の回収と内容の確認調査を実

施し、今後、結果を北海道教育委員会に報告、町の集計と全道の結果を合

わせて、学校だより等に

より各学校ごとで公表す

る時期がくるものと考

えています。

学校に対しては、体罰はどんな状況でも絶対に許されない行為であるとの認識を徹底するため、教職員向けの研修等へ参

加支援とともに、保護者や地域とも連携し力で押さえつける指導から、心に訴える指導へ変換する

意識の醸成も必要と考えています。

三、教職員の時間外勤務は非常災害などに限らなければ、超過する勤務により、超過する勤務額は調整額として給料月額の四%が支給されることになります。

そこで勤務時間の確認

については、個々の申し出によることから正確には

把握できなく、各学校長からの聞き取りでは中学

校が休日の部活動指導に

より八十時間を超える月

もあるのではないかと

いう状況も見受けられ、

八十時間の勤務時間が厳守されていない可能性もあると考えております。

十二、児童生徒のふれ

あいが求められる中、学

校への要望が複雑・多様化している現状を認識し

ていることから、業務の

見直しや地域人材の活用

などの取り組みを課題と

して対応しています。

また、教職員の増員に

ついては、現行制度の教

職員加配等の要望とともに

見直しや地域人材の活用

などの取り組みを課題と

して対応しています。

十二、児童生徒のふれ

あいが求められる中、学

校への要望が複雑・多様化している現状を認識し

ていることから、業務の

見直しや地域人材の活用

などの取り組みを課題と

して対応しています。

また、教職員の増員に

ついては、現行制度の教

職員加配等の要望とともに

見直しや地域人材の活用

などの取り組みを課題と

であります。

います。

九、教職員の時間外勤務については、教職員定数改

善計画に基づき学級規模

により、国の基準で配置

されているものと考

えてあります。

九、教職員の時間外勤務については、教職員定数改

善計画に基づき学級規模

により、国の基準で配置

されています。

十一、教職員の配置に

ついては、教職員定数改

善計画に基づき学級規

模により、国が基準で配置

されています。

います。

前田直久議員（市民自治を考える会）

平成二十五年度町政執行の基本方針について

■質問■

私は、平成二十五年度予算審議にあたり、あまりにも総花的すぎる予算であり、全体を指揮統括する、コンダクターが不在の町政執行方針、予算案であると思います。

こうした観点から、一

般質問を行います。
一、地域の元気臨時交付金制度について伺います。

六、予算上で、基盤構築のための施策が盛り込まれているか。

■町長■

一、地域の元気臨時交付金は、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特例措置として、国の平成二十四年度補正予算に創設された交付金です。

二、元気臨時交付金を活用する事業について伺います。

宮園団地手摺設置工事で

す。

また、交付金は、実施計画に登載した事業の中で充当額の変更が可能なことから、充当不足を考慮し、実施計画に役場庁舎等建設工事も登載する準備をしています。

五、六、町は、住民に

対して、将来に向けても安定した行政サービスの提供を継続させなければならぬものであり、そのため、町の財政状況は

は、五千八百万円から六千五百万円程度と見込まれ、早期の工事発注により、町内経済への波及効果は当然にあると考えます。

千七百九十六万四千円、

東宮園団地受水槽改修工

事は、一千三百三十万円、

東宮園団地手摺設置工事

は、一千三百二十万円で、そ

のうち交付金充当額は、同額と

なります。

また、落札減などのた

めの充当事業として、役

場庁舎等建設工事を想定

しております。

本町経済の活性化につ

いては、早期の工事発注

により、町内経済への波

及効果は当然にあるもの

庫補助事業と限定されています。

が成立し、その執行に向けた具体的な検討がされています。また、政権交代により各種の制度改正等が議論されています。

そのことが町に及ぼす影響は大きなものと見込まれ、町の事業実施において対応の遅れなどがないように、今後とも国の動向を十分注視する必要があると考えます。

出」の考え方を基本としています。

を予定しています。

二、総事業費は、七千五百五十五万六千円

で、その内訳は、町

道舗装新設工事は、そ

の予算編成をしました。

五百五十五万六千円

で、町民の安全・安心を

支える施策の実行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向を十分注視する必要

があると考えます。

が成立し、その執行に向

けた具体的な検討がされ

ています。また、政権交

代により各種の制度改正

等が議論されています。

そのことが町に及ぼす

影響は大きなものと見込

まれ、町の事業実施にお

いて対応の遅れなどがな

いよう、今後とも国の

動向

と考えています。

平成二十四年度予算と

新年度予算の関連 につ

について

交付金事業採用するこ
とによって、地域の活性
化が図られるときいまし
たが、全体の事業費とし
て七千五百五十五万六千
円で、これで、岩内町地
域の活性化がなると本当
にお考えか、改めて伺い
ます。

質問

一、平成二十四年度予算と新年度度予算の大きな相違点はどんな点か。

早期の工事発注により、町内経済への波及効果は当然にあるものと考えており、あくまで

町長

も、本交付金事業は平成二十五年度に予算計上した地域経済活性化のための事業の一部です。

特徴的な事業は、平成二十四年度は、産業活性化対策として、プレミアム商品券発行事業費補助

修工事、住環境の整備と
して、岩内町墓園舗装新
設工事、公営住宅等營繕
事業、その他に役場庁舎
等建設事業、戸籍電算化

町政執行方針に活力ある産業基盤づくり事業は、漁業振興対策、商工業振興対策、地域産業活性化対策事業などで、これらのことにより、将来的岩内町の振興につながるものと考えてあります。

町長

早期の工事発注により、町内経済への波及効果は当然にあるものと考えており、あくまでも、本交付金事業は平成二十五年度に予算計上した地域経済活性化のため

りますか。
私は「[古都建築事業」
しかないと思いますが、
いかがか。

館休館改修等工事、住環境の整備として、排水計画策定業務、都市公園施設改修工事などです。

■再質問 ■

政無線更新整備事業など
です。

システム導入事業などで

一、「役場庁舎と保健センターの建設着手がなぜ町民の安全・安心を確

質問

一、「役場庁舎と保健センターの建設着手がなぜ町民の安全・安心を確保することになるのか。あまりにも職員田線での、安全・安心ではないか。

町民の安全・安心は災害弱者の緊急避難体制の整備であると考えます。町長も、地域の自主性を活かした防災組織や防災部会などの組織づくりへの働きかけや、町内会等における支援の組織化を図った上で、地域全体での支え合いを行える組織体制の構築に結びつけて参りたいと考えており」と答弁していましたが、町内会等にどのよに働きかけ、その結果はどうであったのか。

二、町長は具体的にどんな町が住んでいて良かった町なのか。庁舎や保健センターが整備された街なのか。

訴え続けてきたことであり、これを実現するための中心施策として、平成二十三年の町長選挙において、改めてお示しした

整備であると考えます。町長も、地域の自主性を活かした防災組織や防災部会などの組織づくりへの働きかけや、町内会等における支援の組織化を図った上で、地域全体での支え合いを行える組織体制の構築に結びつけ参りたいと考えてあります。

現在、この地域における要援護者調査の重点的な実施と結果の整理を行っており、これらがまとめた段階で、再度支援体制の構築の相談を申し上げたいと考えています。

安全・安心の街づくり についた

安全・安心の街づくりについて

■質問■

一、「役場庁舎と保健センターの建設着手がなぜ町民の安全・安心を確保することになるのか。

あまりにも職員目線での、安全・安心ではないか。

町民の安全・安心は災害弱者の緊急避難体制の整備であると考えます。町長も、地域の自主性を活かした防災組織や災害部会などの組織づくりへの働きかけや、町内会等における支援の組織化を図った上で、地域全体での支え合いを行える組織体制の構築に遊びつけて参りたいと考えており」と答弁していましたが、町内会等にどのよう働きかけ、その結果はどうであったのか。

二、町長は具体的にどんな町が住んでいて良かった町なのか。庁舎や保健センターが整備された街なのか。

■町長■

一、町では、防災組織等の組織づくりをモデル的に進めることができると思われる町内会へ支援体制の構築について相談をしていますが、町内会からは、要援護者の人数や実状の把握がまとまつた段階で、再度、相談をいただきたいとのお話をいただいています。

現在、この地域における要援護者調査の重点的な実施と結果の整理を行っており、これらがまとまった段階で、再度支援体制の構築の相談を申し上げたいと考えています。

二、「私たちが住んで良かつたと思える町については、一期めの町長選挙から町民の皆様に訴え続けてきたことであります。これを実現するための中心施策として、平成二十三年の町長選挙において、改めてお示しした

のが四つのテーマです。

テーマとその主な内容は、「健全な財政運営」は、各種懸案事項を着実に進めるための、自主財源の確保と計画的な活用。

「産業の活性化」は、産業間連携を図りながら、地場の産業で生活で

きる地域づくりの実現。

「安全安心なまちづくり」は、町民の安全・安心を担う拠点としての、役場庁舎や保健センターの建設。

「住環境の整備」は、道路、公共下水道、公営住宅、公園など、町民と関わりの深い都市基盤の整備が不可欠であると考

えたがって、中心施策を着実に推進し、その成果が発揮されることが、「私たちが住んで良かつたと思える町」であると考えています。

また、役場庁舎や保健センターの整備は、中心施

ついて、どういふ意識をもつてゐるのか。

一、施設の進捗状況について伺いま

す。

■町長■

一、今後四年間で行つて参りたい施策を、中心施策として掲げたもので

あり、施策の進捗状況を数値化して示すことはで

きませんが、平成二十五

年度予算も含め、種々の事業を展開・実施するこ

とが、中心施策に沿つた事業の推進であり、今後とも、この中心施策の考

え方により、個々の事業の着実な推進を図つて参

りたいと考えています。

二、調査の進捗率等

は、平成二十五年一

月末現在で、対象者

二千八百六十七人のうち、千九百三十三人、進

捗率は、六十七・四%となつております。今後も、調査を行つて参りたいと考えています。

■再質問■

一、施設の進捗状況に

ついて、どういふ意識を

もつてゐるのか。

二、災害時要援護者調

査の現状について伺いま

す。

■質問■

一、上岡町長が就任以来、高齢化社会に対応した事業にどんなものがあるか。

二、本年度執行方針で述べている(仮称)「岩内町地域公共交通活性化協議会」は法律に基づく「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援制度を想定したものか。

二、三、地域における生活交通は、高齢者や子ども、自動車を運転できない方々の通学、通院、買い物など日常生活を支える重要な交通手段で、これらを充実し移動手段を提供することで、外出を促し、また、自立した生活を後押しするなど、優しいまちづくりに貢献する可能性を有してます。

二、地域公共交通活性化・再生総合事業は、現在、「地域公共交通確保維持改善事業」となる「岩内町地域公共交通活性化協議会」を設立します。

なお、「地域公共交通

活性化・再生総合事業」は、現在、「地域公共交通確保維持改善事業」と名称が変更され、過疎地域に重点を置いた施策

で、この支援制度を活用する方向で検討しております。住民ニーズを把握するためのアンケート調査なども視野に入れながら進めて参りたいと考えます。

二、地域公共交通ですが、事業の名称が変更になつたことは、伺いましたが、果たして変更になりましたが、この活性化協議会を行うのか。

二、地域公共交通活性化・再生総合事業

のスケジュール的な

ものを示しているんだ

と思いますが、その事業を適用した場合、どういう

スケジュールになるか。

二、地域公共交通活性化・再生総合事業ですが、具体

高齢者福祉対策について

対応型の大浜団地と栄団地の建替、さらには、平成二十五年度に実施を予定している東宮園団地手

と住民のニーズを踏まえ、町に適した交通ネットワークを形成していくために、コミュニティバスのみならず、路線バ

スや乗合タクシーなど、様々な輸送体系を協議していくことが必要である

ことから、各交通事業者

や関係団体、地域住民か

らなる「岩内町地域公共

交通活性化協議会」を設立します。

二、地域公共交通活性化・再生総合事業

のスケジュールについて

協議会設置後の作

業スケジュールについて

計画を伺います。

二、地域公共交通活性化・再生総合事業

のスケジュールについて

協議会設置後の作

的にいつ頃が伺います。

■町長■

一、町が目指すのは、高齢者の方々が、住み慣れた地域において自立した日常生活をいかに長く営んでいただけのかが重要であり、町や地域が、こうした機運をどのようにして高められるかであると考えています。

現在、介護の専門知識を持つスタッフが、高齢者などの訪問活動を実施しており、将来介護が必要となる可能性が高い高齢者の把握調査を実施しており、こうした活動を柱に種々の制度活用と合わせて、これまでの施策を継続させ、さらには充実していくことが将来につながるものと考えています。

二、町が想定している「岩内町地域公共交通活性化協議会」は、名称変更後の国の支援事業である「地域公共交通確保維持改善事業」を活用する方向で検討しており、町の協議会設立後の具体的な

スケジュールについて

■町長■ 地域公共交通計画の策定時期については、昨年、答弁のとおり、一、三年の時間は、かかるものと

考えています。

は、協議会の中で議論を重ねて決定していくものであり、具体的にお答えはできませんが、国の補助制度の基本的なスケジュールからいくと、まずは、協議会を設立し、補助金の申請、交付決定後、各種、住民ニーズの把握、地域公共交通網の計画策定など、総合的な合意形成を図っていくこととなります。

協議会の中での様々な作業、検討を要することから、具体的な時期については、現時点では申し上げられませんが、できる限り早期に実現できるよう取り進めて参りたいと考えています。

■再々質問■ 地域公共交通の関係で、斎藤議員の質問に対

しては、「一、二年後と答弁でしたが、協議会での検討、申請、二トスの把握というようなことを考えていけば、一年や二年で終わらないと思いますが、斎藤議員の答弁を撤回されるのか、伺います。



廃校後の中央小学校の利用について

利用について

■質問■ 今定例会に岩内町立小学校設置条例の一部を改正する条例設定案が提出されましたが、中央小学校の廃校後の建物の利用については、普通財産としての利用になることか

ら、

一、町長部局で検討立案することになると思いまが、見解を伺います。

二、利用にあたっては、協働の街づくりの観点に立つて、街づくりに関連する住民組織の事務所、活動の場として、いわゆる市民活動の拠点としての利用を図るべきと考えますが、町長の見解を伺います。

■町長■ 地元公共交通の関係で、斎藤議員の質問に対しても、答弁は、「一、二年後と答弁でしたが、協議会での検討、申請、二トスの把握というようなことを考えていけば、一年や二年で終わらないと思いますが、斎藤議員の答弁を撤回されるのか、伺います。

二、活用方法の決定は、広報・防災行政無線、町民懇談会の開催などにより、広く町民の意見・要望を募集し、本施設が災害時の避難所であることを踏まえつつ、町民活動の拠点としての利用も今後検討します。

め、実施方針として、ひとつは、廃校となる学校は町民に開放し、多くの皆さんのが有効活用できるよう検討を進める。ふたつめは、学校は地域コミュニティとして核となる施設であり、検討を進める上で、再度、町民の意見を聞く場を設けることと定めています。廃校後の利用に係る検討立案は、総務部総務財政課に担当させ、昨年十二月に各部署に活用方法の「意見・要望」の募集、また、本年二月には、職員による「岩内中央小学校活用検討会」を設置しました。

一、廃校後の中央小学校の利用は、岩内町立小学校統廃合検討懇談会や町民懇談会の中で「廃校となる学校の活用方法」について、協議検討を行なっています。

梶谷義和議員（志政クラブ）

五年度
町政執行について

平成二十五年度

■質問

安全協定締結の構成団体の町長としての認識を伺います。

過渡的なエネルギーとして位置づけされているが、電力供給の四割を原発に依存しているという事実があります。

二、泊原発の過酷事故
対策の現状に対する町長
の見解はいかがか。

三、本町として、このたび参加した原子力防災訓練をどのように振り返つていらるのか。

また、準備の段階で道との間でいかなる意思の

疎通が行われたのか、具體的にあ知らせ下さい。

四、泊原発の再稼働は未だ不透明ですが、町長の現段階での見解を伺います。

一、東京電力福島第一原発事故以来、原子力発電を基幹エネルギーとして位置づけてきたエネルギー政策の見直しが進められ、国では、太陽光や風力などの再生可能エネ

町長

ミックス) の方向性が決まってくるものと認識してます。

そうした中で、再生可能エネルギーの重要性や比率は、今後、高まつてくるものと考えておりますが、我が国におけるエネルギー資源の問題や地球温暖化の問題等々を考慮しますと、現時点ではエネルギーの安定供給の観点から、原子力発電の果たす役割は変わりがない。と認識しているところです。

対策など、具体的な安全対策が義務付けされてます。この新安全基準骨子案に示されている過酷事故 対策の内容は、ファイルター付きベントの設置や事故時の指揮所となる角 震重要棟の設置、テロリストに備えた第二制御室の設置などの内容となつて おり、詳細はまだ明らかになつていないところもありますが、より一層 の安全性が高まるものと認識しています。

三、訓練項目における課題については、現在北海道原子力防災訓練起訴書として取りまとめを行っているところですが、町としては、「緊急時通信連絡訓練」では「電話・FAX情報に加え電子メールを用いるなど通信手段の多重化」「広報訓練」では、「広報媒体として新たに導入した緊急連絡エメールの受信方策」や「広報媒体として新たに導入した緊急連絡エメールの受信方策」など、これまでの訓練実績を踏まえて、より効率的・効果的な訓練方法を見つけるための議論がなされています。

練となるよう、取り組んで参ります。

訓練の準備は、平成二十四年七月から九月にかけ、道が作成した訓練内容案をもとに、事務担当者打合せ会議を計五回、道主催のもと、関係機関及び訓練参加の町村が参集し、行っています。

また、詳細事項として、情報伝達や避難車両の確保等の協議など、道と町との個別による調整、意見交換も行つたところで

二、現在、北海道電力
泊発電所では、各種安全
対策を実施しており、緊
急安全対策や中長期的な
安全対策、さらなる安全
対策で実施済み、あるいは
は目標年度を掲げて計画
しており、また本年二月
には、「新安全基準」骨
子案が示され、過酷事故
な分野の専門家から成る
チームで、科学的・技術
的見地から検討された内
容の骨子であり、また事
業者の北海道電力において
は、当然それらの対策
を早急に講じ、さらなる
安全性を追求する姿勢が
必要であると考えてま
いすれにしても、様々

の向上」、「退避等訓練では、「避難移動における町民の体調管理」などが、今後検討すべき課題であると考へています。これらについては、及び訓練参加機関における課題とあわせ、改善点の整理を行い、来年度以降の訓練で検証しながら、より実効性のある訓

原 子 力 防 災 訓 練 の 実 施
に あ た つ て は、今 後 と も、
訓 練 の 実 施 が 円 滑 に 進 む
よ う、一 層、道 と の 連 携
や 意 思 疎 通 の 徹 底 を 図 つ
て 參 り ま す。



練となるよう、取り組んで参ります。

訓練の準備は、平成二十四年七月から九月にかけ、道が作成した訓練内容案をもとに、事務担当者打合せ会議を計五回、道主催のもと、関係機関及び訓練参加の町村が参集し、行っています。

また、詳細事項として、情報伝達や避難車両の確保等の協議など、道と町との個別による調整、意見交換も行つたところであります。

策定される「新安全基準」

に沿つて、安全性をしつかりと審査し、確認した

上で、再稼働の可否が判断されるものと認識して

ますが、現時点では国からは、どのような手順で再稼働を判断するかは、何

稼働を判断するかは、何を示されてません。

町としては、再稼働に関する一連の手順を早急に明らかにしていただくとともに、国の責任において、原子力発電の安全性の理解を得ていくことが重要であると考えているところです。

いずれにしても、こうした国の動きや安全性確保については、引き続き注視し、議会でのご意見やご要望を踏まえながら、安全確保を大前提に対応していく必要があると考えています。

■町 長■

現在、岩内町地域防災計画の修正作業を進めていますが、修正に際しては、津波が発生した場合に、町のどの程度が浸水するおそれがあるのかを予測する必要があります。

道が公表した「日本海沿岸の津波浸水想定の点検・見直し」の中間報告では、日本海沿岸南部である奥尻島、岩内平野等の津波堆積物調査を行った結果、平成二十一年度

■質 問■

地域防災対策について

昨年は津波対策として、町内各所に海拔表示や津波浸水表示板なども整備が進められています。

平成二十一年に作成さ

れ、各戸に配布された防災マップには、こうした海拔表示がされていましたが、こうした機会に各家庭、学校、公共施設等の海拔が一目で分かるようになりますが、いかがわ

ります。

の津波浸水予測図の見直しに繋がる十分な津波堆積物データは得られていないとされ、町では、この公表を受け、避難所の変更を含めた詳細部分に係る計画の修正作業を行っています。

したがって、防災マップについては、地域防災計画の修正に伴つた改訂が必要となるものと考えており、また、防災マップを活用した津波被害防止の不断の周知も重要な要素との考え方から、質問の趣旨を十分考慮し、その記載内容や配付にあたり配意して参ります。

■質 問■

総合災害時における避難について

今回、改正される原発防災計画では、災害時に国道二七六号から俱知安町を通つて中山峠を経由し、札幌市中央区のホテル等が避難場所となりますが、状況によつては札幌方面だけではなく、他の地域をも想定すべき

と思いますが、いかがわ。また、あらゆる災害を考える時、現在の避難道路については、国道二二九号、一七六号、道々岩内洞爺線の三ルートしかない、不安が残る状況にあります。たな避難ルートは考えられないものか、お尋ねします。

■町 長■

道では、広域避難対象となる十三町村の人口や避難経路などについて検討し、基本的には、一つの町村は一つの地区に避

難できるよう調整を行なう、事故の長期化への対応やプライバシーの確保、災害時要援護者への配慮、また、岩内町の住民の方々が一つの地区への避難が可能となるよう、避難場所を札幌市中央区の旅館・ホテル等としたところです。

道における検討・調整を踏まえ、避難場所としましたが、原子力規制府が行つた拡散シミュレーションの今後の見直し等により、新たな科学的知見が得られた場合には、他の地域への避難場所も想定され、この場合には、再度、道による検討・調整等による避難場所の変更もあり得るものと考えています。

津波災害を伴つた原子力災害を想定した場合、岩内町から他の市町村に避難するための道路は、国道二七六号や五号、道

道岩内洞爺線や岩内蘭越線があります。

しかし、道道については、冬期間通行止めとなることから、新たな避難道路の確保が必要であると考えています。

■質問■

スポーツと経済効果について

一、パークゴルフ場の地方からの利用者が減少していると思いますが、いかがか。

二、「コース増設に向け教育長は「出来るだけ早期の増設ができるよう検討する。」との答えでした。具体的策は出来てないかがか。

三、「三十六ホールに増設ができると宿泊客の増加も見込め、ハウスに岩内名産品や、土産品のパンフレットなどの掲示により、商店街にも効果が広がるのではないかと思いますが、いかがか。

二、教育委員会としまして教育長は「出来るだけ早期の増設ができるよう検討する。」との答えでした。具体的策は出来てないかがか。

三、「三十六ホールに増設ができると宿泊客の増加も見込め、ハウスに岩内名産品や、土産品のパンフレットなどの掲示により、商店街にも効果が広がるのではないかと思いますが、いかがか。

■教育長■

一、例年利用者数につきましては、天候等に左右され増減しますが、町外利用者数につきましては、およそ利用者の半数で推移しております。



■質問■

除雪マナーの改善について

昨年に続き今年も近年にない程の大雪に見まわれましたが、除雪した道路にまた雪を出すという悪循環が目に付いたこともまた事実です。道路は車がすれ違えないところも数多くありました。

そこで、町はこういう危険箇所の把握はしているか。

この状況を改善しなければならないと思いますが、町としての施策をあ尋ねします。

■町長■

危険箇所の把握は、町は町道除雪を業務委託で実施しており、受託業者に対し正確な指示をするため全町の巡回をしています。

また、受託業者も道路状況を把握し、発注者、受注者の両者が互いに情報交換を行い危険箇所を早期に発見するよう努めています。

次に、除雪マナーの改善策では、除排雪後の町

道に個人や個人から委託された業者が雪を投げる行為は、道路状況を悪化させ、歩行者や車、緊急車両の通行の妨げになるなど、その影響について大変憂慮しています。

このため、町では、マナーの悪い方への注意喚起に加え、啓発のためのパンフレット作成などマナー改善に向けた取り組みに努めています。

金沢志津夫議員（新政クラブ）

平成一十五年度

岩内町予算に関連して

■質問■

漁業の振興について

岩内の基幹産業である漁業は、昭和五十二年のピーク時に三十三億円の水揚げを誇っていたが、今年度は七億五千万円の見込み額とされており、衰退の一途をたどっています。

町の基幹産業として漁業の再生を図るために、これまでの漁業形態を見直し、漁業者自らの意識改革と、この際、農林水産課を部局に昇格させ、専門職として一次産業の振興を考える行政的具体的な取り組みが必要と考えますが、いかがか。

■町長■

漁業振興のためには、資源の保護拡大は必要不可欠であると考えております。漁業関係者との協議・調整を踏まえ、マヅイ種苗放流事業、前浜資源増大事業、ニシン放流事業などに取り組んでいます。

一方、ノルウェーの資源管理の手法や、秋田県での禁漁によるハタハタ資源回復の事例は、今後の漁業振興の取るべき方策であると、認識しています。

ノルウェーの資源管理では、個々の漁船に操業枠を設定する、IQ（アイキュー）方式の導入や、集中的な減船支援策などが実施され、ハタハタ禁漁では、科学的資源データの蓄積による資源予測と、長時間にわたる漁業者との協議が整い、実行

されたなど、資源の保護

拡大の抜本策については、町村の施策というよりも、国や北海道が実施主体となる政策が不可欠と考えています。

町としては、岩内郡漁業協同組合などの、関係団体との連携を図り、地域にとつて必要な、抜本的な資源保護対策の具体化について調査・研究を行ひ、方向性を明確にします。

深層水事業は、地場産業サポートセンターと企業誘致担当が、深層水の特性や町の支援策などについて、企業訪問などの機会を活用しPRに努めます。

して、参考にさせていただき

■質問■

深層水事業と企業誘致について

深層水事業と企業誘致と連動させ、町長を先頭に町が一丸となつて大型

予算を投入し、あらゆる人脈を駆使しても企業誘致に全力を上げて取り組むべきと考えますが、決意を伺います。

勢ですが、深層水を含めた町の優位性をPRし、深層水事業と企業誘致の振興が図られるよう取り組んで参ります。

■町長■





議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

編集後記

「議会だより百二十号」をお届けいたします。第一回定期会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができますので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。